

生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認証の技術的基準（平成20年 3 月21日農林水産省告示第418号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
生産情報公表養殖魚についての<u>小分け業者等</u>の認証の技術的基準 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う生産情報公表養殖魚についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 0416 生産情報公表養殖魚 3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 0416による。 4 小分けし、及び格付の表示を付するための施設 4.1 小分けのための施設 養殖魚を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造でなければならない。 4.2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設でなければならない。 5 小分けの実施方法 5.1 6.2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせないなければならない。 a) （略） b) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言 5.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備してなければならない。 a)～d) （略） e) 生産情報の伝達に関する事項 f) （略） g) 小分けの実施状況についての<u>認証機関等</u>による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 5.3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録〔5.2 a)～c)の事項についての記録をいう。以下同じ。〕及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作成の日から3年以上保存し	生産情報公表養殖魚についての<u>小分け業者</u>の認証の技術的基準 （新設） （新設） （新設） 二 小分けし、及び格付の表示を付するための施設 1 小分けのための施設 養殖魚を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造<u>であること</u>。 2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設<u>であること</u>。 二 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 (1) （略） (2) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する措置及びその対策に関する指導及び助言 2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(4) （略） (5) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成20年 3 月21日農林水産省告示第416号）第2条に規定する生産情報（以下単に「生産情報」という。）の伝達に関する事項 (6) （略） (7) 小分けの実施状況についての登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録（2の(1)から(3)までに掲げる事項についての記録をいう。以下同じ。）及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作

なければならない。 6 小分け担当者の資格及び人数 6.1 小分け担当者の資格及び人数 小分けを担当する者（以下“<u>小分け担当者</u>”という。）として、<u>次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。</u> a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、<u>食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</u> b) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者 6.2 小分け責任者 小分け責任者として、<u>小分け担当者の中から、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。</u> 7 格付の表示を付する組織及び実施方法 7.1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、<u>営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。</u> 7.2 格付の表示の実施方法 7.2.1 <u>次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。</u> a)～c) （略） d) 出荷後に<u>JAS 0416</u>に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 e) （略） f) <u>認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</u> 7.2.2 <u>格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められなければならない。</u> 8 格付の表示を担当する者の資格及び人数 格付の表示を担当する者として、<u>講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていなければならない。</u>	成の日から3年以上<u>保管すること。</u> 三 小分け担当者の資格及び人数 1 小分け担当者の資格及び人数 小分けを担当する者（<u>2</u>において「<u>小分け担当者</u>」という。）として、<u>次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。</u> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、<u>食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの</u> (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者 2 小分け責任者 小分け責任者として、<u>小分け担当者の中から、登録認証機関又は登録外国認証機関の指定する講習会（<u>五</u>において単に「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。</u> 四 格付の表示を付する組織及び実施方法 1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、<u>営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。</u> 2 格付の表示の実施方法 (1) <u>次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（(2)において「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</u> <u>ア～ウ</u> （略） <u>エ</u> 出荷後に<u>生産情報公表養殖魚の日本農林規格</u>に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項 <u>オ</u> （略） <u>カ</u> <u>登録認証機関又は登録外国認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</u> (2) <u>格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。</u> 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数 格付の表示を担当する者として、<u>講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。</u>
--	---